

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公開番号】特開2019-107168(P2019-107168A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2017-241338(P2017-241338)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月5日(2019.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

所定の表示を表示可能な表示手段と、

遊技に対するのめり込み防止に関する注意喚起表示を表示可能な注意喚起手段と、を備え、

前記注意喚起手段は、

前記非遊技状態のときと、前記有利状態が終了したときとで、前記注意喚起表示を、一部の態様が共通するように、前記表示手段に表示可能であり、

前記非遊技状態のときよりも前記有利状態が終了したときの方が前記注意喚起表示の表示期間が短い、

ことを特徴とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 上記目的を達成するため、本発明に係る遊技機は、

遊技者にとって有利な有利状態(たとえば、大当たり状態等)に制御可能な遊技機(たとえば、パチンコ遊技機1等)であって、

所定の表示を表示可能な表示手段(例えば、演出表示装置9等)と、

遊技に対するのめり込み防止に関する注意喚起表示を表示可能な注意喚起手段(たとえば、のめり込み防止画像131を表示する演出制御用マイクロコンピュータ100等)と、を備え、

前記注意喚起手段は、

前記非遊技状態のときと、前記有利状態が終了したときとで、前記注意喚起表示を、一部の態様が共通するように、前記表示手段に表示可能であり(たとえば、客待ちデモ状態のときには、図14(h)に示すように演出表示装置9の画面の下部にのめり込み防止画像131を大きく表示し、エンディング期間では、図17(b)に示すように演出表示

装置 9 の画面の左下隅にのめり込み防止画像 136 を小さく表示する等)、

前記非遊技状態のときよりも前記有利状態が終了したときの方が前記注意喚起表示の表示期間が短い(たとえば、図 12 に示すように、客待ちデモ状態のときよりも大当たり終了後のエンディング期間のときの方がのめり込み防止画像の表示期間が短い等)、ことを特徴とする。

(1) また、上記目的を達成するため、本発明に係る他の遊技機として、

遊技者にとって有利な有利状態(たとえば、大当たり状態等)に制御可能な遊技機(たとえば、パチンコ遊技機 1 等)であって、

遊技に対するのめり込み防止に関する注意喚起を実行可能な注意喚起手段(たとえば、のめり込み防止画像 131 を表示する演出制御用マイクロコンピュータ 100 等)を備え、

前記注意喚起手段は、

少なくとも非遊技状態(たとえば、客待ちデモ状態等)のときと、前記有利状態が終了したとき(たとえば、エンディング期間等)とのめり込み防止に関する注意喚起を実行可能(たとえば、のめり込み防止画像 131 を表示する等)であり、

前記非遊技状態のときと、前記有利状態が終了したときとで異なる様によりのめり込み防止に関する注意喚起を実行する(たとえば、客待ちデモ状態のときには、図 14(h) に示すように演出表示装置 9 の画面の下部にのめり込み防止画像 131 を大きく表示し、エンディング期間では、図 17(b) に示すように演出表示装置 9 の画面の左下隅にのめり込み防止画像 136 を小さく表示する、図 12 に示すように、客待ちデモ状態のときよりも大当たり終了後のエンディング期間のときの方がのめり込み防止画像の表示期間が短い等)ようにしてもよい。